

宇治市のかいごほけんだより

2015年11月No.27
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話番号 22-3141(代)
URL <http://www.city.uji.kyoto.jp>

11月11日は介護の日です

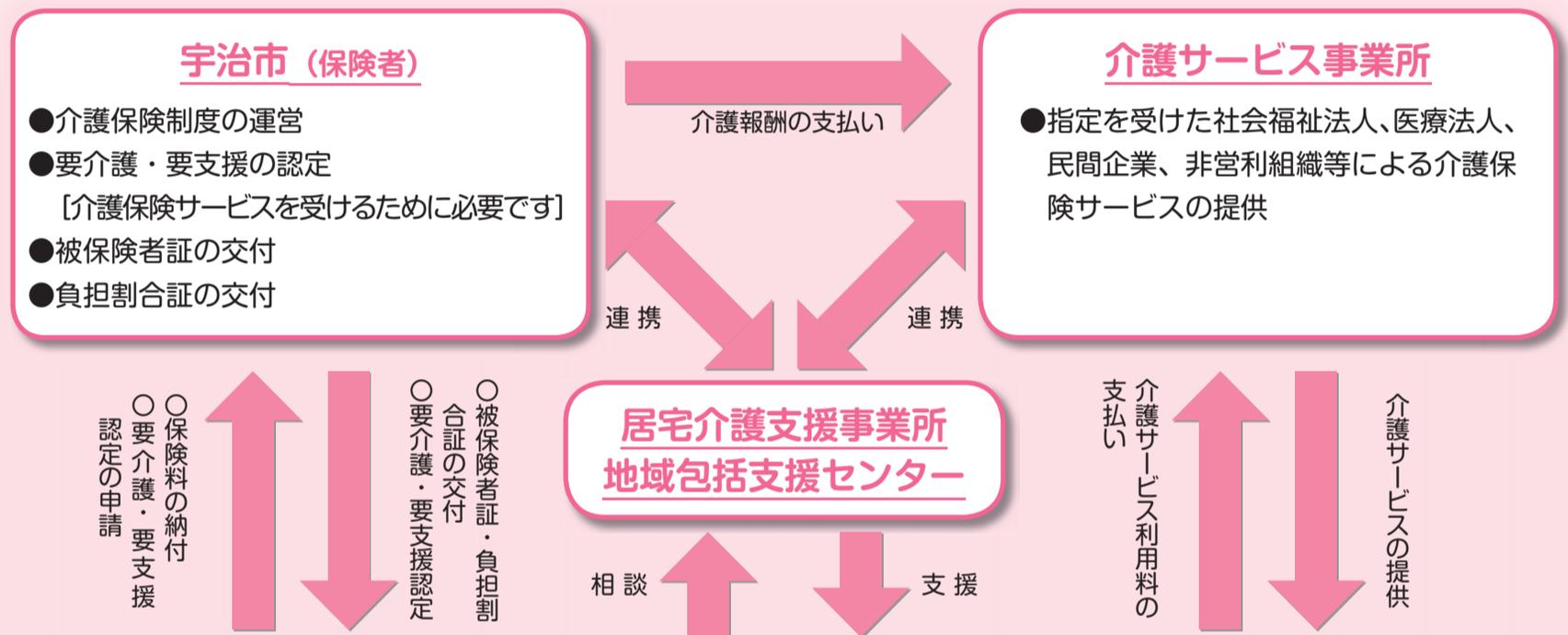
介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者への介護について、みなさまに知っていただく日として、国では11月11日(いい日、いい日)を「介護の日」として制定しました。これを機に、介護保険制度についてご理解いただき、これからの介護について考えてみませんか。



介護保険制度について

介護保険制度とは、高齢者が介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある生活を送ることができるよう、地域社会全体で支える制度です。

<介護保険サービスの利用>



介護保険に加入する人 (被保険者)

第1号被保険者 (65歳以上の人)

介護や支援が必要であると認定を受けた人は、介護保険サービスが利用できます。

第2号被保険者 (40~64歳の人)

加齢が原因とされる特定の病気 (特定疾病) により、介護や支援が必要であると認定を受けた場合に、介護保険サービスが利用できます。

※その他、介護が必要にならないように予防するための教室 (事業) や、介護をする家族を支援する事業等があります。

高額介護サービス費の支給

この制度は、1か月に支払った介護サービス費の自己負担の合計額が一定の上限を超える場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻される制度です。

「高額介護サービス費」の支給を受けるには、申請が必要です。上限額を超えた人に対して、申請が必要な旨の案内を送付しています。

※一度申請すれば、指定された口座に継続して支給しますので、2回目以降の申請は不要です。

※住宅改修費、福祉用具購入費や施設の食事・居住費 (滞在費)、日常生活費等は含まれません。

※上限額は、世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計となります。

※この他にも減免・減額制度がありますので、介護保険課までご相談ください。

区分	自己負担額の上限	
	個人	世帯
現役並み所得相当 (世帯に属する第1号被保険者のいずれかが課税所得145万円以上である場合)	44,400円	44,400円
一般 (住民税課税世帯)	37,200円	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円	24,600円
本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円	
老齢福祉年金受給者	15,000円	
生活保護受給者	15,000円	15,000円

介護保険制度 出張講座

~介護保険制度について勉強してみませんか~

介護保険課では、介護保険制度の普及を目的に、担当職員を市民のみならず、さまざまな集まり (会合) へ派遣し、制度についての講座を行っています。お気軽にご相談ください。

※派遣の要件がありますので、事前に介護保険課までお問い合わせください。

現在介護をしているとき、今後介護が必要になるかもしれないとき、相談する人はいますか？介護をする人が健康であるために、自らの健康づくりについて一緒に学びましょう。

ケアラズ・カフェ

対象 宇治市在住かつ 65 歳以上で、現在または今後介護にかかわる可能性がある人

費用 無料

申込み 申込み不要。直接、当日会場にお越しください。

問合せ先 宇治市健康生きがい課 地域包括ケア・介護予防推進係

日時・内容・会場

〈食事と運動のプログラム〉

- ①ほっこりカフェタイム
- ②食べることにについて
- ③食べたものの消費について
- ④リフレッシュタイム

〈お口と運動のプログラム〉

- ①ほっこりカフェタイム
- ②お口の健康について
- ③食べたものの消費について
- ④リフレッシュタイム

会場	1 回目 (食事と運動)	2 回目 (お口と運動)
コミュニティワークこはた館	H27.12.16 (水) 午前	H28. 1.13 (水) 午後
東宇治地域福祉センター	H27.11.19 (木) 午前	H27.11.19 (木) 午後
うじ安心館	H28. 1.14 (木) 午後	H28. 3. 3 (木) 午後
開地域福祉センター	H27.12.14 (月) 午前	H28. 2.22 (月) 午前
西小倉地域福祉センター	H28. 2.12 (金) 午前	H28. 2.12 (金) 午後
宇治市産業振興センター	H27.12.22 (火) 午前	H27.12.22 (火) 午後

午前はいずれも 9:30～12:00 午後はいずれも 13:30～16:00

※開催時間内の出入りは自由です。お気軽にお越しください。

※医師より運動制限の指示がある人・治療中の人は医師とご相談の上、ご参加ください。

認知症あんしんサポーター養成講座

費用：無料

内容：講師による出前講座
認知症の原因、症状、治療と診断、本人の気持ちと家族の気持ち等の話

申込み：宇治市福祉サービス公社 (28-3686)

日時：原則、平日の午前 9 時～午後 5 時の 1 時間～1 時間半程度

※講師調整のため、1 か月以上先の日時を第 2 希望までご指定ください。

※会場は申込者でご用意ください。(会場の手配と会場使用料は申込者負担。ビデオや DVD が使用できる会場が適。)



【はいかい高齢者家族安心事業】

徘徊のおそれのある人またはその家族等へ GPS 機能を備えた機器を貸与します。

- ・市内に住民登録がある 65 歳以上の人
 - ・徘徊のおそれのある人
- 詳しくは、健康生きがい課まで。

ミミろとからだの癒し空間

対象 同居・別居を問わず、家族の介護をしている宇治市民

費用 無料

内容 こころとカラダのほぐし体操、クラフトづくり、介護食の紹介
ティータイムとフリートーク

申込み 宇治市健康生きがい課窓口または電話、郵送、Eメールで「氏名、生年月日、住所、電話番号、誰を介護しているか、希望会場及び時間」を記入。

問合せ先 宇治市健康生きがい課 地域包括ケア・介護予防推進係

日時・会場

日程	時間	会場
11月17日(火)	10:30～12:00	ゆめりあうじ
11月18日(水)	10:30～12:00	西小倉地域福祉センター
11月19日(木)	10:30～12:00	うじ安心館
	13:30～15:00	うじ安心館

☆いずれもプログラムは同じです。

☆各会場 20 人 ☆定員になり次第、受付を終了します。

宇治市は、「認知症にやさしいまち・うじ」宣言をしました!

認知症の人にやさしいまち・うじ宣言

悠久なる宇治川の澄々たるながれ、心安らく茶の香り、宇治には伝統と文化を大切に、そこから新しいものを生み出し、わたしたちのまちを築いてきた風土があります。
超高齢社会を迎え、ある時は認知症の人を支える側として、そしてある時は認知症の当事者として、誰もが認知症とともに生きる時代になりました。
認知症を避けようとすることは、自分自身や周りの大切な人を選ぶことと同じです。認知症を受け入れ、その人のありのままの姿をしっかりと見ることによって、認知症とともに生きる技術、知恵、文化を築くことができます。
認知症になっても、これまでの人生で積み重ねた知識や経験を活かしてできることがたくさんあります。なにより、認知症の人が自ら語り、心豊かに暮らしている姿は、わたしたちの未来を明るく照らす道標になります。

わたしたちは約束します。

- 一、認知症の人の想いやその人らしさを尊重し、思いやりをもって行動します。
- 一、認知症を正しく理解し、世代や立場を超えてつながり、まち全体で支えます。
- 一、認知症の人が人生の最期まで安心して暮らせるまちを共につくります。
- 一、認知症になっても、希望や生きがいを持って認知症とともに生きていきます。

この約束をわたしたち一人ひとりが深く心に刻み、誰もがふるさと宇治で自分らしく、尊厳を持って、認知症とともに生きていける「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現のために歩み続けることを宣言します。

平成 27 年 3 月 21 日
宇治市長 山本 正